えんしん教育プラン

２０２５年１２月１０日現在

<table>
<tr><td>１．商品名</td><td>・えんしん教育プラン、教育プランプライム</td></tr>
<tr><td>２．ご利用いただける方</td><td>・年齢が満１８歳以上の方。
・安定継続した収入がある方。
・しんきん保証基金の保証を受けられる方。
【教育プランプライム】
次のいずれかを満たす方は、保証料が割り引きとなる教育プランプライムが適用となります。
① 新たにご利用になるローン申込みをインターネットで行った方。
② 申込時点又は融資実行日時点において、当金庫の対象ローンが次の条件を満たす方。
<table>
<tr><th>対象ローン（次のいずれか）</th><th>条　件</th></tr>
<tr><td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td><td>利用状況が次のいずれかに該当
・貸付実行日から６か月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている方
・完済して３年以内の方</td></tr>
<tr><td>基金保証付カードローン、カードローン《セットプラン》</td><td>次のいずれかに該当
・ご契約中の方
・新規ご契約する教育プランプライムの融資実行日以前に契約する方（同日を含む）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>３．お使いみち</td><td>・申込人並びにその家族（子弟・孫・扶養親族）が次の①～③に用いる資金
① 就学する学校（教育施設）への１年分の納付金
② 就学に付随してかかる１年分の付帯費用（教材代、引越費用、下宿費用、交通費、受験費用等）
※１００万円を限度といたします。
③ お使いみちが上記①～②のローンの借換資金（申込人のもので、当金庫を含む金融機関及び信販会社等からの借換えに限ります。）
※１．対象となる学校(教育施設)は、国内・国外を問わず、学校(教育施設)と呼称されるものが対象となります。【例】大学院（法科大学院を含む）・大学・短期大学・専修学校・各種学校（予備校・専門学校を含む）・高等専門学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育園
※２．①及び②は、申込日時点で、支払日から３か月以内のものに限り、支払済の資金も対象となります。</td></tr>
<tr><td>４．ご融資金額</td><td>・1,000 万円以内（１万円単位）
※本件以外にしんきん保証基金保証付消費者ローンをご利用の場合（他金庫でご利用の融資を含む）は、累計して3,000 万円までといたします。</td></tr>
<tr><td>５．ご利用期間</td><td>・３か月以上１６年以内（貸付日から１６年目の応答日の属する月の末日まで）
※元金返済の据置期間は、卒業予定月までとなります。</td></tr>
<tr><td>６．ご融資利率</td><td>・ご融資時に変動金利又は固定金利のいずれかを選択いただけます。
なお、お取引内容に応じて最大年０.６％優遇（割引）いたします。
《金利優遇の条件》
<table>
<tr><th>お取引項目</th><th>優遇幅</th><th>お取引内容</th></tr>
<tr><td>住宅金融支援機構・住宅ローン</td><td>年0.2％</td><td>住宅金融支援機構・住宅ローンのいずれかのお取引</td></tr>
<tr><td>給与振込・年金振込</td><td>年0.2％</td><td>給与振込・年金振込のいずれかのお取引</td></tr>
<tr><td>口座振替</td><td>年0.2％</td><td>電気･電話･水道･ガス･ＮＨＫのいずれか二つ以上の口座振替</td></tr>
</table>・変動金利のご融資利率は、当金庫が定める「新短期プライムレート」を基準に決定させていただきます。
なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。
・変動金利の場合、ご融資後の利率は、４月１日及び１０月１日の年２回基準金利の見直しを行い、基準日が４月１日の場合は６月、１０月１日の場合は１２月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。</td></tr>
</table>

《裏面に続く》

《前頁から続く》

7．ご返済方法	・毎月元利均等返済又は元金均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。 ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の５０％までとします。 ・元利均等返済の場合、利率見直しの都度、ご返済額を変更いたします。
8．保証人・担保	・しんきん保証基金が保証しますので保証人及び担保は必要ありません。
9．保証料	・保証料は、利息に含みます。
10．必要書類	①　ご本人確認書類 ・運転免許証又は運転経歴証明書 ただし、上記書類を取得していない場合等は個人番号カード、パスポート若しくは各種健康保険の資格確認書といたします。 ②　年収確認書類 ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか。 ただし、お申し込み金額が１００万円以下の場合は、年収確認書類は不要となります。 ・年金をお受け取りの方は、年金決定通知書若しくは前年受取額を証する書類 ※支払調書は年収確認書類の対象となりません。 ・産前産後休業中又は育児休業中の方は、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付金支給決定通知書 ③　資金使途確認書類 ・学校納付金の場合、学校発行の振込用紙（又は領収書・通帳等）（１年分の場合で後期分等が確認できない場合は、併せてパンフレット等） ・付帯費用の場合、請求書･パンフレット等（付帯費用のみでのご利用の場合、併せて就学確認書類(合格通知、学生証、在学証明書等)） ・借換資金を含む場合、融資残高確認書類及び教育関連資金借入確認書類
11．手数料等	・繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 一部繰上償還（1 回あたり）　3,300 円、全額繰上償還　5,500 円 ※上記金額には消費税が含まれています。 ※ご融資残高が１０万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。
12．苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9 時～17 時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13．その他	・お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。

遠軽信用金庫